

三沢市長 殿

誓約書兼同意書

私は、令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金の申請にあたり、以下の事項について誓約又は同意します。（下記内容を確認し、□に✓を入れてください。）

記

- 助成金の対象となる住宅に継続して5年以上居住します。
- 居住者には過去に三沢市住宅取得支援事業助成金の交付を受けた者はありません。
- 国、県、市等から受けた移転補償、損害賠償等により取得した住宅又は土地ではありません。
- 国、県、市等から受ける移転補償、損害賠償等の対象となる区域内に新たに取得する住宅又は土地ではありません。また、居住者には当該区域内に住宅又は土地を所有している者はありません。
- 居住者全員が納期の到来した市区町村税その他納付すべき公共料金を滞納していません。
- 居住者には三沢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者はありません。
- 居住者に三沢市住宅取得支援事業助成金と同様の趣旨の市補助金の交付を受けた者又は受ける予定のある者はありません。
- 市長が行う調査等に協力します。
- 令和9年4月1日から5年間の居住状況等を市長が公募等により確認することについて、居住者全員から同意を得ております。
- 納期の到来した市税その他納付すべき公共料金の納付状況を市長が公簿等により確認することについて、居住者全員から同意を得ております。
- 令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱第12条各号のいずれかに該当し、市長に助成金の返還を命じられた場合は、助成金の全部又は一部を返還します。

※転入加算に該当する場合のみ

- 転入した年度の前年度又は前々年度に三沢市から転出していないことを市長が住民基本台帳により確認することについて、同意します。

令和 年 月 日

申請者自署 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱 第12条

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金の交付を受けた翌年度の4月1日から5年を経過しないうちに住宅を貸与、売却又は譲渡したとき
- (3) 助成金の交付を受けた翌年度の4月1日から5年を経過しないうちに第8条第1項第7号の規定により住民票を提出した居住者全員が転居したとき
- (4) 助成金の返還が相当であると市長が認めたとき